

児童扶養手当システム標準化有識者検討会
(第3回) 議事要旨

日時：令和4年10月19日(水) 10:00~11:30

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸 関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長
村山 隆志 板橋区子ども家庭部子育て支援課 課長(○)
藤村 達也 大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 課長補佐(○)
末松 剛 北九州市子ども家庭局子育て支援課 課長(○)
吉崎 康成 佐世保市子ども未来部子ども支援課 課長(○)
渡会 健一 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 課長(○)

近藤 誠 日本電気株式会社(○)
柿沼 祐司 富士通Japan株式会社(○)
中垣 伸哉 株式会社アイネス(○)
関 秀嗣 株式会社日立システムズ(○)

(オブザーバー)

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官(○)
伊藤 豪一 デジタル庁プロダクトマネージャー(○)
前田 みゆき デジタル庁プロダクトマネージャー(○)
荻本 陵史 デジタル庁地方業務標準化エキスパート(○)
與那嶺 紗綾 デジタル庁地方業務標準化エキスパート(○)
丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐(○)
水村 将樹 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐(○)
芳賀 奈津美 デジタル庁統括官付参事官付(○)
島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐(○)
巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐(○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

齋藤 晴美 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長(○)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 有識者検討会等の運営について
 - ② 標準仕様書（1.0 版）策定経緯の振り返り
 - ③ 標準仕様書（改版）に向けた取組方針
 - ④ 今後のスケジュール
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①有識者検討会等の運営について）

- 標準化の背景について
 - 令和元年に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、ICT や AI 等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による地方自治体の業務効率化を進めることが示された。
 - 令和 2 年度に令和 4 年度夏までに標準仕様を示すという決定があり、それを踏まえ、令和 3 年度に標準仕様書案の検討を進めてきた。昨年度から調査研究・有識者検討会を立ち上げ、標準仕様の内容について、議論を深めてきた。
 - 令和 4 年度に入り、引き続き検討会を開催し皆様と議論を重ねた後、全国意見照会を経て、先般 8 月 31 日に標準仕様書（1.0 版）を決定し、厚生労働省に公表いただいた。
 - 令和 4 年度の下期はさらなる標準仕様書の精度向上という観点で調査研究を引き続き進める予定である。
- 標準化事業全体のスケジュールについて
 - 児童扶養手当は第二グループとして位置づけられ、令和 4 年度に標準仕様書（1.0 版）及び改版の策定、並びに標準化基準省令の策定等を実施した後、令和 5 年度以降、システム開発を進め、2025 年（令和 7 年度末）には自治体で移行が完了できるようにという全体的なスケジュールが、デジタル庁から示されている。
- 検討会等の検討体制について
 - 幅広い意見を収集する観点から、令和 4 年度上期より自治体構成員を変更し、新たに大阪府、北九州市、佐世保市、板橋区及び鶴岡市にご参画いただいた。なお、事業者構成員については令和 4 年度上期からの変更はない。
- 検討体制における役割分担について
 - 児童扶養手当システム標準化検討会（親会）は合意形成の場である。児童扶養手当システム標準化に向けた検討の進め方、標準仕様書改版の最終決定等について議論することを想定している。
 - 具体的な仕様の中身について検討をする場として自治体分科会及びベンダー分科会を設け、自治体及びベンダーそれぞれの観点からご意見を伺う想定である。
- 検討会・分科会の開催スケジュールについて
 - 本検討会（第 3 回有識者検討会）にて今年度下期の進め方や検討事項案について協議いただいた後、具体

的な仕様の中身について、自治体分科会とベンダー分科会をそれぞれ 11 月と 12 月に各 1 回ずつ、計 4 回開催し、討議結果を反映した標準仕様書改版案に対して、1 月から 2 月にかけて意見照会を実施し、2 月末から 3 月にかけて開催予定の有識者検討会を経て、標準仕様書改版を決定するよう進める。

- 質疑応答・意見
 - (質問・意見なし)

(②標準仕様書(1.0版)策定経緯の振り返り)

- 検討経緯(概要) ①令和3年度
 - 令和3年度10月に開催した有識者検討会を皮切りに検討を開始し、11月、12月にかけて分科会の第1回目、1月から2月にかけて分科会の第2回目を開催し、標準仕様書案の作成に向けて議論を進めた。
- 検討経緯(概要) ②令和4年度上期
 - 令和4年度5月に開催した第1回有識者検討会から検討を開始し、6月から7月にかけて令和3年度に作成した標準仕様書案に対して全国意見照会を実施した。8月に開催した第2回有識者検討会では、全国意見照会の結果を踏まえた論点討議を行い、討議結果を反映した標準仕様書(1.0版)を8月末に発出した。
- 検討経緯(個別論点) ①令和3年度
 - (個別論点1) 窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として記載することについては、法令等様式がないため、オプション帳票として定義した。
 - (個別論点2) 住民記録システムと連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理する必要性については、児童扶養手当用世帯情報を管理する機能を別に追加した。
 - (個別論点3) 各種一覧表等の実装方法について、どのように機能要件に記載するべきかについては、先行する障害者福祉・介護保険の記載に倣い、「指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)」とした。
 - (個別論点4) 補正命令に係る文書を帳票要件として定義するべきかについては、本検討会構成員の自治体の多くで、補正命令に準ずる書類を利用しており、法令等様式には定めがないため、オプション帳票として定義した。
 - (個別論点5) 住民記録情報の異動について児童扶養手当システムに取り込んだ上で履歴管理するべきかどうかについては、履歴管理を行う手段としては、住民記録システムの情報取り込みを行った上でデータ保持をするほか、住民記録システム上で管理している情報を参照することでの対応も可能であり、複数の手段が取り得るため、データの取り込み有無については、標準仕様として規定しないこととした。
 - (個別論点6) 「文書番号」「文書記号」「通番」をそれぞれ定義するかについては、先行する障害者福祉や介護保険の記載に倣い、機能要件は「文書番号を伴う通知書出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること」と定義し、帳票詳細要件では「文書番号」のみ定義し、「文書記号」「通番」については定義

しないこととした。

- (個別論点 7) 各種申立書や調書に記載の内容については、各管理項目まではシステム実装せず、備考欄に必要なに応じて記載する運用で問題ないかについては、申立書や調書に記載の項目を全て管理項目としてシステム入力とするとなつと、システム開発コスト、自治体負荷が高まるため、事務処理上必要な項目のみをベンダー構成員に確認し、機能要件へ追加した。
- (個別論点 8) 新規認定請求について、受給資格者の負担軽減を図るため、施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」をシステムから出力する帳票として定義することについては、自治体規模に応じて必要性が異なることが想定されるため、当帳票はオプション帳票として定義した。
- (個別論点 9) 市外転入/転出について、デジタルファーストの原則に則り、「受給資格者台帳の写し」を自治体間で、紙文書でやり取りするという「事務取扱準則」の規定を見直すことができるかについては、各種法令等の見直しに係る意見として次年度以降への申し送り事項とし、令和 3 年度は現行の規定の範囲内での検討を実施した。
- (個別論点 10) 額改定手続きに際し、現状業務レベルとして一つにまとめている、児童増員・減員に係る額改定の処理を分けて記載するかどうかについては、額改定を、児童増員の際の「額改定請求(増員)」・児童減員の際の「額改定届(減員)」の 2 つの事務に分け、それぞれで業務フロー・機能要件を作成した。
- (個別論点 11) 手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付することを業務フローに明記すべきかどうかについては、一部自治体では手当支払後に支払通知書を送付していない旨のご意見を頂いたが、業務フローの位置付けは、標準準拠システムを用いた業務を行うための参考業務フローとして示すものであり、本業務フローに各自治体が完全に則る必要はないことから、支払通知書送付の業務フローを残すこととした。
- (個別論点 12) 市外転出した受給資格者に対して、転出元自治体で「支払差止」した後、「支払差止解除処理」を行うべきかどうかについては、転出時の支払差止処理の有無に限らず、転出元自治体が転出した月の手当を翌月支払い、翌々月以降の手当が支払われないようになっていけば問題ないことから、必ずしも差止処理を必要としないよう、「転出先自治体から台帳送付依頼を受領するまでの間、対象受給資格者への手当支払を止める(対象受給資格者の手当額を 0 円にする等) ことができること」とした。
- (個別論点 13) 現況届内の項目は、どこまでをシステムから印字すべきか、また、現況届の印字有無の切り替え機能を設ける場合、その切り替えの実施主体を誰とすべきかについては、記載箇所が非常に多く、住民の記入や職員による確認が大きな負担となっているため、前提として、自治体が保有する情報は可能な限り印字した現況届を受給者へ送付することとした。一方で、一部の項目については、自治体によって、印字しないほうが望ましいものが存在するため、印字する・しないを切り替える機能を設けることとした。印字する・しないの切り替えについて、本標準仕様においては、その実施主体を定めることはせず、誰であっても切り替えが可能な機能となるよう、「現況届にお

ける印字項目は、カスタマイズすることなく、その印字可否を自由に設定できること」とした。

→ (個別論点 14) 返還請求及び債権管理の機能を実装必須とするかどうかについては、各種業務システムと連携する財務等決済システムが自治体により異なるため、債権の消込処理等、債権に関する記載については、児童扶養手当システム標準仕様書としては対象外とした。

○ (参考) 令和 3 年度第 2 回有識者検討会持ち帰り事項

→ 持ち帰り事項 2、「業務フローは、業務運用イメージの共通理解を促すものとしての位置づけであり、福祉事務所未設置町村や都道府県における業務は対象外としていることについて、現時点（令和 3 年度第 2 回有識者検討会時）では方針が定まっていないが、今後厚生労働省と協議して業務フローの位置づけに関する方針を検討する」との持ち帰り事項について、標準仕様書改版に向けた検討の中で、デジタル庁の検討方針等も考慮しながら対応方針を協議することを予定している。

→ 持ち帰り事項 4、「統計・報告で用いる帳票の集計仕様については、現時点では国から仕様が提示されていない。システム上での集計機能を可能にするため、国としての集計仕様を作成すべき点について、申し送り事項にて明記する」との持ち帰り事項について、統計報告方法は当該統計を所管する厚生労働省統計部局において判断される事項であるため、児童扶養手当システムの標準化において検討することは難しいと考えている。

○ 検討経緯（個別論点） ②令和 4 年度上期

→ (個別論点 1) 「機能要件「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきか」については、手当月額算出機能はどの自治体においても必要な機能と考えられるため要件種別は必須とし、「障害者控除額」「特別障害者控除額」「勤労学生控除額」「寡婦控除額」「ひとり親控除額」については新規認定請求等各処理に利用するものであるため、各処理に控除額等を設定するのではなく、マスタとして設定して各処理で利用することとした。

→ (個別論点 2) 「帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文及び審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、提出書類についてはマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目として良いか」については、必要に応じて自治体が希望する文言や添付書類等をマスタに設定できることとして、自治体の裁量高く運用できる観点で整理した。

→ (個別論点 3) 「児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することは適当か」については、自治体の現状の運用実態や法令等に定めのある様式は原則変更しない方針を踏まえ、証書の記載内容に変更が生じた際は、証書を再発行することを推奨することとし、変更内容記入欄は追加しないこととした。

→ (個別論点 4)「実務上必要な項目として、受給資格者台帳に支給停止関係届・現況届に係る項目等計 16 項目をオプションとして追加することは適当か」については、児童扶養手当市等事務取扱準則等に定められている受給資格者台帳の様式に定義されている項目には存在しないが、検討会での討議を踏まえて、法令・通知等で規定している支給事務等で実務上必要である項目と位置付けたため、オプションとして追加した。

→ (個別論点 5)「現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは適当か」については、業務効率化の観点から、「現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること」をオプションとして実装することとしたが、8 月末時点(現況届提出期限)の現況届未提出に対して、支給を直ちに一律差止することは避け、一定期間、自治体で未提出理由の確認等を実施し差止を判断する時間を設けることとした。

○ 改版以降に向けた検討への申し送り事項 ①令和 3 年度分

→ 「統計・報告における具体的な集計方法の規定」、「都道府県の団体内統合宛名システムとの連携要件の検討」、「複数の業務システム間のシングル・サイン・オンの検討」、「支払通知書及び支払解除通知書の様式の規定」、「自治体業務の実態と省令等の差分の解消」、「デジタルファーストの原則に基づく、自治体間のクラウド上等でのデータ連携を可能とできるような現行制度の見直し」、「児童扶養手当証書」の発行・交付は、マイナンバーカードの紐づけも見据え、現行制度を見直し、「統計・報告に係る書類を紙で送付することは、デジタルファーストの観点から、データでの提出等を想定して、現行制度を見直してほしい」、「今後の調書・申立書のオンライン化」の合計 9 事項について申し送りとしており、改版以降に向けて引き続き検討を進めていく必要があると理解している。

○ 改版以降に向けた検討への申し送り事項 ②令和 4 年度上期分

→ 「所得情報と連携した支給判定機能」、「町村のシステムと都道府県のシステムとの連携要件」、「電子媒体での手続き導入」、「統計・報告における具体的な集計方法の規定」、「現況届審査結果通知書 帳票追加」、「新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書」、「機能・帳票要件の様式について」、「給付金システムについて」、「認定請求日に応じた児童扶養手当所得状況届の出力制御機能」、「所得額算出の自動化」、「証書番号の自動付番」の合計 11 事項について、対応要否も含め改版以降に向けて検討を進める。

○ 質疑応答・意見

→ 先般実施した全国意見照会では、特に機能要件及び帳票要件に対して多くのご要望を受け取り、検討会での議論を経て、標準仕様書(1.0 版)への反映もしくは改版以降の検討事項として申し送りとしてきた。新たにご参画された自治体の皆様から標準仕様書(1.0 版)の策定経緯や内容についてご意見はあるか。

◇ 過去の検討経緯や改版に向けた申し送り事項は当市としても共感できる内容であり、改版に向けて議論を深めていきたいと思っている。

◇ 当市を含め多くの自治体が同様の課題を感じていることを認識した。改版発出に向けて、分科会等で議論を重ね、よりよいシステムを作り上げていきたいと思っている。

◇ 先にご発言された 2 市のご意見と同様である。

- ◇ 分科会でしっかりと議論を深めていきたい。
- ◇ 都道府県の場合は、市区町村と若干異なる視点での検討が必要と考える。また、最終的には策定した標準仕様が実装されたシステムが実現場で支障なく運用できることが肝心となるため、現在申し送りとしている内容の検討に留まらず、検討を進めていく中で現れてくる論点についても積極的に議論していきたく思っている。

(③標準仕様書（改版）に向けた）取組方針

○ 標準仕様書（1.0 版）以降の検討テーマ整理

→ 標準仕様書改版発出に向けて検討を進めるにあたり、標準仕様書（1.0 版）では取り込み対象外とした申し送り事項や業務領域間の整合作業等を洗い出し、改版以降に向けた検討テーマとして以下の 7 つのテーマに再整理した。

- ◇ ①新規機能・帳票の追加（標準化済みの業務に係る新規機能・帳票の追加）
- ◇ ②新規業務（及び機能・帳票）の追加（標準化されていない業務の追加とそれに伴う機能・帳票の追加）
- ◇ ③予定されている法令・制度改正を踏まえた見直し（標準仕様書（1.0 版）決定以降の法令・制度改正内容の標準仕様書への反映）
- ◇ ④法令・制度見直しの要望への対応（法令・制度改正を伴う自治体事務の見直し・最適化）
- ◇ ⑤オンライン連携への対応（標準化済みの業務に係る情報連携のオンライン化）
- ◇ ⑥横並び調整方針への対応（横並び調整方針のうち、1.0 版に未反映の事項について対応）
- ◇ ⑦共通事項への対応（標準化業務の共通事項との整合確認及び標準仕様書への反映）

○ 難易度・緊急度の考え方

→ 前述の検討テーマに対して検討の優先順位を整理するために、「難易度」と「緊急度」の観点で各検討テーマを評価した。「難易度」に関しては、原課（母子等家庭等自立支援室）や他の原課、他省庁をまたいで整理検討が必要な場合を難易度高とし、原課内で検討、対応が可能な場合を難易度低とした。「緊急度」に関しては、標準化対象の業務に係る事項、横並び調整方針において業務間横並びで仕様調整が必要な事項及び法令・制度に係り、反映期間に制約がある事項を含む、標準仕様書（改版）に反映が必要な事項を緊急度高とし、令和 5 年度以降に標準仕様書へ反映しても支障が発生しないと考えられる事項については緊急度低とした。

→

○ 検討テーマの難易度・緊急度定義（R4 取り扱い範囲の切り分け）案

→ 前述の 7 つの検討テーマを以下のように「難易度」と「緊急度」の観点から評価した。

- ◇ ①新規機能・帳票の追加
 - 難易度低／緊急度高
- ◇ ②新規業務（及び機能・帳票）の追加
 - 難易度低／緊急度低
- ◇ ③予定されている法令・制度改正を踏まえた見直し
 - 難易度低／緊急度高

- 緊急度高としたが、現在該当する法令制度改正はないと認識している。

◇ ④法令・制度見直しの要望への対応

- 難易度低／緊急度高

◇ ⑤オンライン連携への対応

- 難易度低／緊急度高

◇ ⑥横並び調整方針への対応

- 難易度低／緊急度高

◇ ⑦共通事項への対応

- 難易度高／緊急度高

○ 検討テーマ区分の改版に向けた対応範囲（案）

- 令和4年度末の標準仕様書改版に向けては、「緊急度高×難易度高」とした検討テーマ⑦を検討範囲とするほか、1.0版で取り込み対象外かつ「緊急度高×難易度低」とした検討テーマ①、④、⑤及び⑥を対象とする想定である。
- 検討テーマ②「新規業務（および機能・帳票）の追加」は、標準仕様書の中で業務フローや機能要件・帳票要件を定義するだけに留まらず、母子家庭等自立支援室で既存の法令・通知や事務取扱準則等の更新を行う必要があるため、時間をかけて検討するべく今年度の取り扱い対象外とした。

○ 改版に向けた論点（案）

- 各検討テーマ区分に対して、申し送り事項等の改版に向けた取組事項を精査することで、検討会及び分科会にて取り上げる具体的な討議事項案を作成した。
- ◇ （討議事項案1）①新規機能・帳票の追加に関して、意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方を検討する。先般実施した全国意見照会では一律申し送りとした、既存システムでは実装されていない新規機能に係る要望の取り込み基準や、改版に向けて実施予定の意見照会で収集することとなる要望の取り込み基準の考え方について整理する想定である。
- ◇ （討議事項案2）①新規機能・帳票の追加に関して、1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針を検討する。意見照会等でご要望いただいた中で標準化対象外としてきた帳票について、当該帳票の必要性や他の帳票で代替できる可能性を検討し、標準化可否について決定する想定である。
- ◇ （討議事項案3）②新規業務（および機能・帳票）の追加に関して、標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方を検討する。当該検討テーマは改版までの検討対象外としているが、改版以降の検討に備えて、現状標準化対象としていない業務を改版以降標準化していく検討余地があるのか、または標準化済みの業務の一環としてみなすことが可能かという観点で事前に考え方を整理しておく想定である。
- ◇ （討議事項案4）③法令・制度改正予定の標準仕様書への反映に関しては、現時点で厚生労働省母子家庭等自立支援室において法令等の改正は予定されていないため、討議事項はなしとする想定であるが、今後法令等の改正が発生した場合は論点を追加する予定である。
- ◇ （討議事項案5）④法令制度見直し要望への対応に関して、法令で未定義のため、実運用との差異があ

る業務の取り扱いを検討する。

- ◇ (討議事項案 6) ④法令制度見直し要望への対応に関して、新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方を検討する。
- ◇ (討議事項案 7) ④法令制度見直し要望への対応に関して、手続きオンライン化の範囲の考え方を検討する。住民からの手続きオンライン化を進めるにあたって対象とする手続き等について議論する想定である。
- ◇ (討議事項案 8) ⑤オンライン連携への対応に関して、自治体間のオンライン連携への対応を検討する。特に転出入時の受給資格者情報のオンライン連携に関して議論する想定である。
- ◇ (討議事項案 9) ⑤オンライン連携への対応に関して、都道府県・町村間のオンライン連携への対応を検討する。標準仕様書(1.0版)に向けた検討では、中核市規模の自治体を想定して議論を進めてきたため、都道府県と福祉事務所未設置町村の連携という視点で整理が不十分な部分について整理・検討を進めたい。
- ◇ ⑥横並び調整方針への対応及び⑦共通事項への対応に関しては、論点なしとした。横並び調整方針については、当該方針に沿って標準仕様書を更新し、共通事項への対応については、当該事項と平仄を合わせる形で標準仕様書を更新する。更新した標準仕様書については、適宜ご共有する。

○ 分科会における討議事項(案)

- 11月に開催予定の第1回自治体/バンダー分科会では、今後、業務フローや機能・帳票要件の検討を進めるうえで共通的に検討が必要な事項、及びツリー図/標準業務フローについて以下の討議事項案を議論する予定。
 - ◇ (討議事項案 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準
 - ◇ (討議事項案 3) 標準化対象業務範囲(スコープ)の考え方
 - ◇ (討議事項案 5) 法令未定義のため実運用に差異がある業務
 - ◇ (討議事項案 7) 手続きオンライン化の範囲の考え方
- 12月に開催予定の第2回自治体/バンダー分科会では、機能・帳票要件一覧と帳票詳細要件/帳票レイアウトについて以下の討議事項案を議論する予定。また、第1回自治体/バンダー分科会での議論を踏まえて、新たに討議が必要な事項が発生した場合は討議事項を追加することを想定している。
 - ◇ (討議事項案 2) 1.0版では対象外とした帳票の標準化方針
 - ◇ (討議事項案 6) 新規帳票追加のための法令・制度見直し基準
 - ◇ (討議事項案 8) オンライン連携への対応 自治体間
 - ◇ (討議事項案 9) オンライン連携への対応 都道府県・町村間

○ 質疑応答

- 資料29頁について、⑦共通事項への対応は「※各文書の1.0版までを取り込み対象とし、それ以降の改版内容の反映時期は別途決定する」とされているが、データ要件・連携要件の標準については先般8月に発出された標準仕様書までと整合を図るという理解でよいか。
 - ◇ その理解で間違いはない。少なくともデータ要件・連携要件の標準仕様書(1.0版)との整合は改版までに確保するとともに、当該標準仕様書の更新が発生した場合は、可能な限りリアルタイムで平仄を取るよう検討を進めていく。

- 論点なしと記載されていた⑥横並び調整方針への対応、及び⑦共通事項への対応において、公的給付支給等口座に係る対応等の中には、業務フローの更新が発生する作業も含まれると考えている。機能・帳票要件の追加検討だけでなく、業務フローも含めてどの場面でどのような用途で利用される機能であるかを明確にしないと必要な機能の検討漏れが発生してしまうのではないかと懸念している。
- ◇ 先程は論点なしとしてご説明したが、場合によっては皆様とご議論するほか、構成員の皆様にも別途情報提供をいただきながら整理を進めていく必要があると考えている。先程説明した資料 31 頁の討議事項案はあくまでも最低限の事項ということをご理解いただき、討議事項を追加する可能性があることをご容赦いただきたい。
 - ◇ 公的給付支給等口座に係る対応に限らず、引越しワンストップサービスに係る対応等についても業務フローへの反映内容が課題になると思われる。
- 資料 28 頁について、③予定されている法令・制度改正踏まえた見直しへの対応は現在予定なしとのことだが、先般 9 月に現況届など一部の帳票において、公的給付支給等口座に係る対応に関して改正された様式が厚生労働省から公開されており、今の標準仕様書の帳票の様式案と国様式に差分が発生している事例もあるため、都度発生する法令・制度改正を踏まえた見直しをどのように標準仕様書に盛り込んでいくのか確認したい。
- ◇ 適宜事務局と厚生労働省間でコミュニケーションを取る中で、法令・制度改正に関する情報を確認次第、標準仕様書への反映を進めていく。その中で皆様にご議論いただく事項が発生するのか、あるいは反映内容のご報告だけになるのかについて適宜検討状況のご共有を行う。
 - ◇ 公的給付支給等口座に係る帳票様式の変更については、先行して議論が進んでいる障害者福祉及び介護保険における整理の仕方も踏まえて、対応を考えていきたい。
- 資料 29 頁について、⑦共通事項への対応は、各文書 1.0 版までを取り込み対象とするとのことだが、例えば障害者福祉及び介護保険の標準仕様書（2.0 版）との横並び調整作業等は実施しないということか。おそらく先般 8 月末時点の最新版までを取り込み対象とする想定だと思われるため、記載を修正してほしい。
- ◇ 資料 29 頁における「各文書の 1.0 版」が指すものは、当該記載の上部に記載されている 5 つの共通事項に係る標準を指していると考えている。
 - ご指摘のとおり、分かりにくい部分があるので資料に補足する。
- 帳票レイアウトについて標準仕様書（1.0 版）の帳票レイアウトと、厚生労働省から地方自治体に法令・通知等で公開している帳票の様式との整合が取れていないと理解している。まずは厚生労働省から法令・通知等で様式を公開した後、標準仕様書の帳票レイアウトに反映していくことが適切かと考えるため、帳票様式の確定・公開のタイミング及び標準仕様書への反映タイミングについて今後検討してほしい。
- ◇ 基本的には通知あるいは省令の改正後に、標準仕様書に反映、あるいは並行しての様式の反映を考えている。
 - ◇ 一部様式について、標準仕様書の帳票レイアウトと法令・通知等で公開されている帳票様式との整合がとれていないというご指摘については事務局で整理・検討してほしい。
 - 承知した。

(④今後のスケジュール)

○ 令和4年度全体スケジュール（案）

- 11月10日と16日にそれぞれ自治体分科会とベンダー分科会を開催予定である。標準仕様書共通的な事項やツリー図／標準業務フローについてご議論いただく予定。
- 12月の自治体分科会とベンダー分科会では、機能・帳票要件一覧と帳票詳細要件／帳票レイアウトについてご議論いただく予定。
- その後分科会での討議内容等を集約し、標準仕様書（改版）の案を事務局で整理した後、1月から2月にかけて全国意見照会の実施を予定している。
- 全国意見照会でいただいたご意見や結果、ご指摘を整理し、皆様と討議をすべき論点を整理しながら2月と3月にかけての検討会で、標準仕様書（改版）の決定に向けて最終的な討議を皆様とさせていただく。
- 最終的な討議を踏まえ、標準仕様書（改版）を決定する。

○ 標準仕様書改版に向けた進め方（案）

- 本日の内容を踏まえ、11月10日、16日に業務・共通的な内容について議論、12月に機能・帳票についての議論を経て、標準仕様書の見直し案を作成し、意見照会を1月2月にかけて実施をし、3月に検討会を開催して、標準仕様書改版を決定する。その中では、更に来年度令和5年度どのようなことを見直していくかを含めて、整理をさせていただく。

○ 直近のスケジュール（10月～12月）

- 有識者による検討会、自治体分科会、ベンダー分科会設置・開催（下期）
 - ◇ 本日検討会開催後、議事録等の作成に並行して11月の分科会に向けた資料準備を事務局で進める。分科会資料については、会議の1週間前を目途に皆様に展開をできるように準備を進めていく。同様に12月の分科会についても、資料準備を進めると共に、日程調整を行っていく。
- 標準仕様書（1.0版）の改版に係る意見照会（調査）・結果の整理
 - ◇ 12月の分科会の中で1月以降の意見照会の進め方や具体的にどのような照会項目を設けるのか、また意見照会後の対応として、いただいたご意見に対する事務局の対応内容案が妥当な対応であるかを皆様が判断できるようにするためには、意見照会に向けてどのような準備が必要か、どのくらいの回答数が必要か、回答率を上げるためにどのような取組が必要か等についてご意見をいただきたい。
- 標準仕様書改版の決定等
 - ◇ 意見照会でいただいたご意見を順次反映していきながら、標準仕様書改版を整理していく。

○ 質疑応答

- 年明けの1月から実施予定の意見照会は3月に公開する予定の改版に対する意見照会を想定していると思わ

れるが、先般 8 月に公開された 1.0 版に対する自治体からの意見や疑義というものは事前に吸い上げた上で、年内の分科会で議論をされるのか、それとも、1.0 版に対する自治体からの意見や疑義は先般 6 月に実施した意見照会で十分に吸い上げられている前提か。先般 6 月に実施した意見照会では自治体から十分に意見が発出されているか疑問であり、年明け 1 月からの照会でそもそも 1.0 版に対する意見や疑義が大量に来てしまわないかという懸念がある。

- ◇ 自治体から貴社に対して、個別に 1.0 版に対するご意見が挙げられているのか。
 - 弊社に対して個別にご意見は挙げられていない。
 - ◇ 先般 6 月に実施した意見照会の際は、意見なしも含めて回答をいただいた地方自治体は全体の 5%程度であり、自治体から十分にご意見を収集できたとは言えないと考えている。次回の意見照会ではどのようにしたら回答数が増えるかということも含めて、12 月の分科会で議論させていただきたい。
 - ◇ 先般 6 月に実施した意見照会で頂いたご意見については、標準仕様書（1.0 版）に取り込めるものは取り込みつつ、継続的なご議論が必要なものについては、改版以降への申し送りとしており、少なくともいただいたご意見に対する対応・検討は漏れなく実施をしている。次回の意見照会で 1.0 版に対するご意見が多数挙げられる可能性も含めて、次回の意見照会設計を進めていきたい。
 - ◇ 事務局と比較してベンダー各社の方が、自治体現場との接点が多いと思われるため、現場からご意見が挙がってくるようであればご共有いただきたい。
 - ◇ 自治体構成員の皆様へは、1.0 版をお送りするので、お目通しいたき、ご意見があればぜひいただきたい。
- 標準仕様書の改定に関して、デジタル庁では業務横断的に、指定都市に係る仕様、及び実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定した要件種別変更について年度内を目途に集中的に点検を実施し、改版発出に間に合うように各業務に対して改定案を提出する想定である。検討観点や今後のスケジュール等、詳細が確定次第、速やかに皆様へご共有する。
- データ要件・連携要件の標準仕様書について、1.0 版を 8 月末に発出したところだが、様々なご意見をいただいており、適宜必要な修正を実施し、標準仕様書に対してリアルタイムで整合が取れるよう作業を進めていきたいと考えている。引き続きご協力をお願いしたい。

以上